

# 訪問看護（介護保険/医療保険） 重要事項説明書

＜ 2024年10月1日現在＞

## 第1条 （事業者の概要）

法人名	医療法人社団 医誠会
代表者名	理事長 土橋 孝之
法人所在地	神奈川県海老名市柏ヶ谷3丁目11番1号
電話番号	046-292-5800
FAX番号	046-292-5880
設立年月日	1985年3月1日
法人が運営する 他の事業	病院、介護医療院、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、 認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援事業所、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 第2条 （事業の目的・方針）

介護保険法および医療保険法における指定訪問看護サービス（以下「サービス」とします。）は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、目標を定めて、療養生活の支援・診療上の補助をし、心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を目指すことを計画的に行うこととします。

そのために人員および管理運営に関する事項を定め、適正な運営を確保します。また、サービスの実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係機関および関係者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 第3条 （事業所の概要および相談・苦情等の連絡先）

事業所名	訪問看護ステーション プラチナ・ヴィラ青葉台		
所在地	神奈川県横浜市青葉区鴨志田町75番地1		
電話番号	045-963-0505	FAX番号	045-963-0057
管理者	山岸 洋子		
相談責任者(第17条3項)	山岸 洋子		
指定年月日	2024年4月1日（介護予防 2024年4月1日）		
介護保険事業所番号	第1463790631号	ステーションコード	379,063,1

## 第4条 （営業日・営業時間およびサービス提供時間）

	月曜日～金曜日(祝日を含む)	土曜日	日曜日
営業時間(窓口対応時間)	8:30 ~ 17:30	—	—

サービス提供時間	8:30 ~ 17:30	—	—
----------	--------------	---	---

その他休業日 12月30日～1月3日

サービス提供時間はあくまでも通常の提供時間であり、緊急訪問等についてはこの限りではありません。

#### 第5条 (サービス提供地域)

サービス提供地域	横浜市青葉区、横浜市緑区の一部(長津田)、川崎市麻生区の一部(早野、虹ヶ丘、王禅寺東、下麻生)、東京都町田市の一部(鶴間、小川、つくし野、南つくし野、金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、成瀬、高ヶ坂、成瀬台、西成瀬、南大谷)
----------	--

#### 第6条 (事業所の職員体制等)

##### 1 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	備考(兼務の有無等)
管理者	看護師または保健師	1人	—	1人	看護師兼務
サービス従事者	看護師・保健師・准看護師	2人	7人	9人	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2人	人	人	
事務職員	—	1人	人	人	

##### 2 職務内容

管理者	所属する従業員の統括管理を行うと共に、事業所の運営にかかる事務を統括し備品等の衛生管理に努めます。	
サービス従事者	看護師 保健師 准看護師	サービスの提供を行い、記録・報告を行います。また、看護師・保健師は、訪問看護計画書および訪問看護報告書を作成します。
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	在宅における生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションの提供にあたり、記録・報告を行います。

#### 第7条 (サービス内容)

- 1 事業所は、介護保険法に定める居宅サービス計画・介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に基づいたサービスまたは老人保健法・健康保険法等の医療保険関係法令が定めるサービスを、制度に従い該当する保険を適用して、訪問看護計画書等の内容に沿って提供します。
- 2 サービスの提供方法は次の通りとします。
  - ①訪問看護の利用希望者が主治医に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、事業所は訪問看護計画書等を作成し、訪問看護を実施します。
  - ②利用希望者または家族、利用希望者を担当する居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)から事業所に直接申し込みがあった場合は、事業所から主治医に指示書の交付を依頼します。
  - ③利用者に主治医がない場合は、事業所から地区医師会または地域高齢者担当に主治医の選定を依頼します。

3 対象者によって受けられる保険は次の通りとなり、この要件に従って各保険を適応します。

(1) 介護保険

①病状が安定期にあり、サービスが必要であると主治医が認めた要介護者および要支援者

(2) 医療保険

①40歳未満の者

②40歳以上65歳未満の要介護認定を受けることができる16特定疾病以外の者

③40歳以上の16特定疾病または65歳以上であって要介護者・要支援者でない者

④要介護者等であっても末期の悪性腫瘍患者、神経難病等の厚生労働大臣が定める疾病等に該当する者

⑤要介護者等であっても特別訪問看護指示書が交付された場合

4 サービス内容は次の通りです。

①病状・障害等の観察、変化や異常の早期発見、助言

②入浴介助、清拭および洗髪等による清潔の保持

③褥瘡（じょくそう）の予防、処置

④カテーテル等（経管栄養、胃ろう、膀胱留置カテーテル等）の管理

⑤リハビリテーション

⑥食事および排泄等の日常生活の世話

⑦ターミナルケア

⑧家族その他の介護者に対し療養生活や介護法の指導

⑨認知症患者に対する看護

⑩その他医師の指示による医療処置

5 事業所は、利用者・家族のご希望、主治医の指示および心身の状況等を踏まえて、療養上の目標および当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成し、それに基づいて計画的にサービスを提供します。なお、すでに居宅サービス計画書等が作成されている場合には、当該計画の内容に基づいて訪問看護計画書等を作成するものとします。

①事業所は、訪問看護計画書等の作成にあたっては、その内容について利用者またはそのご家族に対して説明し、その同意を頂くとともに、作成した訪問看護計画書を利用者に交付するものとします。

②事業所は、訪問日に提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成するものとします。

③事業所は、主治医に訪問看護計画書および訪問看護報告書を提出し、サービスの提供にあたって、主治医との密接な連携を図るものとします。

④事業所は、利用者の要望等により訪問看護計画書の変更または中止の必要がある場合には、状況調査等を踏まえて協議し、主治医または居宅介護支援事業者等の助言および指導等に基づいて、訪問看護計画書を変更または中止するものとします。

6 事業所は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書の書面に、提供したサービスの内容、利用者の身体の状態等必要事項を記入します。

7 事業所は、サービス提供記録書および訪問看護計画書、訪問看護報告書、主治医指示書の記録については、サービス完結の日から2年間はこれを適切に保存し、利用者の求めにより開示し、その写しを交付します。

## 第8条 (関係機関との連携)

事業所は、サービスの提供にあたり、市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者および介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との密接な連携に努めます。

## 第9条 (サービス利用料金)

- 1 サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護報酬および医療保険の診療報酬に準拠した金額、その他にかかる費用となります。
- 2 介護報酬のうち、一部は利用者がサービスを利用することで受けられる保険給付（介護給付と予防給付とがあります。）となり、残りが利用者負担金となります。
- 3 診療報酬のうち、一部は利用者がサービスを利用することで受けられる保険給付となり、残りが利用者負担金となります。
- 4 サービス利用料の詳細については、別紙「料金表」の通りとします。
- 5 別紙「料金表」に記載の介護保険適用・医療保険適用・保険適用外（保険適用サービスに併用して利用者の希望により提供するもの）のサービスを対象とした契約となるため、それら以外のサービスを希望される場合は、別途契約が必要となります。

## 第10条 (キャンセル)

- 1 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに第3条で定める連絡先までご連絡ください。
- 2 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できる限りサービス利用の前日の午後5時までにご連絡ください。それ以降のキャンセルにつきましては、キャンセル料を申し受けます。（ただし、利用者の容態の急変など緊急時の場合、またはやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。ただし、医療保険適用のサービスについては、キャンセル料はありません。）
- 3 キャンセル料の料金については、「サービス利用料金について」の通りとします。
- 4 キャンセル料については、その月の利用者負担金の支払いにあわせてお支払いいただきます。

## 第11条 (お支払い方法)

- 1 事業所は1か月ごとに利用者負担金およびその他の費用を請求し、利用者は原則として口座引落により支払うものとします。引落日は毎月27日（27日が銀行休業日の場合は、翌営業日）となり、引落手数料は事業者が負担いたします。
- 2 請求は、ご指定の宛先に毎月中旬に前月ご利用分の請求書および明細書等を手渡しまたは送付いたします。
- 3 利用者が希望する場合は、銀行振込にてお支払いいただくことも可能です。その場合は、毎月月末までに下記の口座へお振込みください。なお、振込手数料はご利用者負担となります。

### 【振込口座】

三菱UFJ銀行 五反田支店 普通預金 口座番号0896088  
医療法人社団 医誠会（イリョウハウジンシャダン イセイカイ）  
理事長 土橋 孝之（リジチョウ ツチハシタカユキ）

## 第12条 (連絡先の確認)

- 1 事業所は、サービスを提供するにあたり、利用者の連絡先および連絡相談の窓口となられる家族の方の連絡先を確認させていただきます。
- 2 事業所は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師および医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

## 第13条 (受給資格等の確認)

事業所は、サービス開始時および更新等の必要時、被保険者証の確認をさせていただきます。

## 第14条 (虐待防止のための措置)

- 1 利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。
- 2 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ、市区町村へ報告します。
- 3 身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時のみとし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めます。
  - ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
  - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
  - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

## 第15条 (緊急時・事故等の発生時の対応)

- 1 看護師等は、サービス提供中に利用者の状態が急変その他緊急の事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医および家族へ連絡し、その指示に基づき必要な措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な措置を講じます。
- 2 看護師等は、前項の措置を講じた場合は、速やかに管理者および主治医に報告します。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

## 第16条 (秘密保持および個人情報保護)

- 1 事業所とその職員は、業務上で知り得た利用者若しくはその家族等に関する機密情報および個人情報については、利用者または第三者の生命・身体の危険がある場合等、正当な理由がある場合を除き契約中および契約終了後であっても第三者に漏らしません。
- 2 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の機密情報及び個人情報を漏らすことがないように、雇用契約時に確認します。
- 3 事業所は、書面により利用者またはその家族の同意を得た場合は市区町村、居宅介護支援事業者、

地域包括支援センターとの連絡調整等、その同意の範囲において個人情報を用いることができるものとします。

#### 第17条（その他重要事項）

- 1 事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 第18条（相談窓口および苦情対応窓口）

- 1 事業所は、サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。
- 2 サービスに関する相談、苦情、および要望等（以下、「苦情等」とします。）については、下記の窓口にて対応いたします。対応にあたっては、誠意をもって問題の解決に臨み、対応内容を記録および保存し、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めます。
- 3 相談・苦情窓口
  - ①事業所の苦情等の窓口および相談責任者は、第3条で定める連絡先となります。また、受付時間は、第4条に定める営業時間（窓口対応時間）となります。
  - ②公的機関による苦情相談受付窓口につきましては、次ページの通りとなります。

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係			
住 所	神奈川県横浜市西区楠木町 27-1		
電話番号	045-329-3447 または 0570-022110（ナビダイヤル）		
受付時間	（ 平日 ） 8：30 ～ 17：15		
神奈川県 保健福祉局 高齢福祉課			
住 所	神奈川県横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 2階		
電話番号	045-210-4840	FAX 番号	—
受付時間	（ 平日 ） 8：30 ～ 17：15		
横浜市役所 介護事業指導課 ※各区の高齢・障害支援課にも苦情・相談窓口があります			
住 所	神奈川県横浜市中区港町 1-1		
電話番号	045-671-2356	FAX 番号	—
受付時間	（ 平日 ） 8：45～17：15		

---

## 加算に関する同意の有無

下記の加算に同意する場合には「同意します」に丸印を、同意されない場合には「同意しません」に丸印をご記入ください。

### 1. 介護保険適用の場合

緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算に 同意します ・ 同意しません

ターミナルケア加算に 同意します ・ 同意しません

### 2. 医療保険適用の場合

(1) 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算に 同意します ・ 同意しません

(2) 訪問看護情報提供療養費の加算に 同意します ・ 同意しません

(3) 複数名訪問看護加算に 同意します ・ 同意しません

(4) ターミナルケア療養費に 同意します ・ 同意しません

---

年 月 日

サービスの契約の締結にあたり、重要事項説明書を2通作成し、重要事項を説明した上で、1通を利用者に交付いたしました。

### 【事業所】

所在地 神奈川県横浜市青葉区鴨志田町75番地1  
事業所名 医療法人社団 医誠会  
訪問看護ステーション プラチナ・ヴィラ青葉台

説明者 \_\_\_\_\_ 印

サービスの契約の締結にあたり、上記の通り重要事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意した上で、重要事項説明書の交付を受けました。

**【利用者】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

**【利用者代理人（家族以外の利用者代理人および署名代行の場合も含みます）】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記を兼ねる場合は、該当する項目にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	身元引受人	<input type="checkbox"/>	連帯保証人	<input type="checkbox"/>	利用者の署名代行
--------------------------	-------	--------------------------	-------	--------------------------	----------

**【身元引受人】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

**【連帯保証人】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印